

消費生活
緊急情報

第 57 号

平成 26 年 3 月 7 日

またまた電話で！？
「市役所〇〇課です。医療費が」
還付金詐欺にご注意

市役所の担当課を名乗り、医療費の還付があるので至急手続きをとるよう電話があった。

「還付金は期限が今日までなので、すぐに金融機関へ出向いてください。間に合わない場合は還付はされません。」と言われたが不審だという相談が寄せられました。

市役所など公的機関の職員が、還付金受け取りのため金融機関などへ出向くよう電話をすることはありません。「期限が今日まで」などとせかし、冷静に考えたり周囲に相談したりする余裕を与えず、ATM（自動振込機）へ誘導して、悪質業者へ送金させる還付金詐欺とされます。

不審に思ったら、お近くの消費生活センターへ相談しましょう。



★相談発生地域

茨城県消費生活センター（月～金、9時～17時）

電話029-225-6445

古河市消費生活センター（月～金、9時～16時）

電話0280-92-8811